

提出する調査票の右上の該当する欄に転記してください。

第一種事業所

| 都道府県<br>番 号 | 事業所一連番号 | 産業分類番号 |   |   | 抽 出 率<br>番 号 |
|-------------|---------|--------|---|---|--------------|
|             |         | 大      | 中 | 小 |              |
|             | 0 0 0   |        |   |   |              |

第二種事業所

| 都道府県<br>番 号 | 調査区番号 | 事業所一連番号 | 産業分類番号 |   |   | 抽 出 率<br>番 号 |
|-------------|-------|---------|--------|---|---|--------------|
|             |       |         | 大      | 中 | 小 |              |
|             |       |         |        |   |   |              |

毎月勤労統計調査 全国調査及び地方調査

# 調査票の記入要領

厚生労働省大臣官房統計情報部

都道府県統計主管課の連絡先

|  |
|--|
|  |
|--|

## お 願 い

このたび、貴事業所又は貴社所管の事業所が「毎月勤労統計調査」の対象事業所として選ばれ、調査をお願いすることになりました。

お忙しいところお手数を煩わすこととなりますが、御回答をお願いいたします。

「毎月勤労統計調査」は、賃金、労働時間及び雇用について、その月々の動向を明らかにすることを目的とした統計であり、全国調査は全国の動向を、地方調査は各都道府県の動向をそれぞれ明らかにするものです。そして、この種の統計としては唯一のものであるだけでなく、大正12年に始まり90年近く継続している歴史をもつ統計です。

この調査の結果は、我が国の厚生労働政策や経済政策の基礎資料として活用されており、景気動向を判断するための指標の一つです。更に国内はもとより、広く海外にも我が国の賃金、労働時間等の実態を明らかにする資料として紹介されております。

この調査は、昭和22年に統計法に基づく指定統計とされました。平成21年4月に改正統計法が施行されると、国勢調査等とともに「基幹統計」となり、統計実施者に対しては調査票記載内容の秘密を守ることが厳しく求められる一方、事業主様には調査票の報告義務が課されております。

このように大変重要な「毎月勤労統計調査」を迅速かつ正確に実施するために、事業主様に調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご回答を重ねてお願いいたします。

この「記入要領」には、調査項目ごとに詳細にその記入の仕方を説明してありますので、内容をよくお確かめの上、調査票の記入をお願いいたします。

# 目 次

|    |                     |    |
|----|---------------------|----|
| I  | 調査票を記入する前に          | 1  |
| 1  | 記入する調査票の種類と枚数       | 1  |
| 2  | 表紙の各種番号について         | 1  |
| 3  | 調査対象月と調査票の提出        | 2  |
| 4  | 調査の対象となる事業所について     | 2  |
| 5  | 調査の対象となる労働者の範囲      | 2  |
| 6  | パートタイム労働者           | 4  |
| II | 調査票の記入について          | 6  |
| 1  | 記入上の一般的注意           | 6  |
| 2  | 調査票の記入の仕方           | 6  |
| 3  | 調査票各欄について           | 7  |
|    | 調査票右上欄について          | 7  |
|    | 調査事項について            | 8  |
| 1  | 主要な生産品又は事業の内容は何ですか。 | 8  |
| 2  | 調査期間は、いつからいつまででしたか。 | 8  |
| 3  | 事業活動を行った日数は何日でしたか。  | 10 |
| 4  | 企業の全常用労働者数は何人ですか。   | 10 |
| 5  | 常用労働者数に関する事項        | 10 |
| 6  | 出勤日数に関する事項          | 12 |
| 7  | 実労働時間数に関する事項        | 12 |
| 8  | 現金給与額に関する事項         | 14 |
| 9  | 変動状況について            | 17 |
| 10 | 「備考」について            | 18 |
|    | 調査票右下欄              | 18 |

|   |                      |    |
|---|----------------------|----|
| Ⅲ | 調査票の記入を終えて           | 19 |
| 1 | 内容の点検                | 19 |
| 2 | 調査票の提出               | 19 |
| 3 | 照会                   | 19 |
| 4 | 事業所の変更又は廃止           | 19 |
| Ⅳ | 調査票記入の際に問題となる点とその取扱い | 20 |
| Ⅴ | 調査票の記入要領早見表          | 26 |
| Ⅵ | 参考 関係条文              | 28 |